小規模保育事業所の認可にあたっての意見聴取について

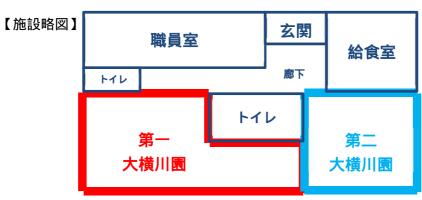
墨田区では、待機児童の緊急対策として、未活用の公有地(大横川親水公園未整備区域) に小規模保育事業所を設置し、運営事業者を選定しました。

これに伴い、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、児童の保護者その他児童福祉 に係る当事者から意見をお聞かせ願います。

墨田みどり保育園 第一大横川園、第二大横川園

設	置者	墨田区		
:雷 :	営者	社会福祉法人 緑榮会 (墨田区亀沢 3-7-11)		
) 理 (私立認可保育所 墨田みどり保育園を運営		
所 在 地		墨田区緑四丁目8番2号先【新築】		
第一 大横川園	開設時期	平成28年12月予定		
	定員	開設当初		
		15名(0歳児:3人、1歳児:12人)		
		平成29年4月以降		
		19名 (上記定員に加え、1歳児;4人)に拡大予定		
第二	開設時期	平成29年4月予定		
大横川園	定員	19名(2歳児:19人)		





【参考】

児童福祉法第34条の15第4項

市町村長は、第二項の認可()をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

施設・	認可の権限	
	認定こども園	東京都(一部、指定都市等 への権限移譲の場合あり)
教育・保育施設	幼稚園	
	保育所	
	小規模保育	
地域则仅本电器	家庭的保育	墨田区
地域型保育事業	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	